

事務連絡

令和7年2月3日

一般社団法人全国霊柩自動車協会
各都道府県協会会長・事務局担当者 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会
事務局

貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 213 回国会において成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）等において所要の規定の整備を行う「貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令」が、令和 7 年 1 月 31 日公布されました。

改正法 4 条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）において、特に霊柩運送事業にも関係する部分として、

・運送契約締結時等の書面交付の義務

などについて規定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされているところ
です。

今般、改正法の施行に伴い、貨物自動車運送事業法施行規則等において、

・運送契約締結時等に交付する書面への記載事項

等が定められ、令和 7 年 4 月 1 日以降は、真荷主※及び貨物自動車運送事業者が運送契約を締結するときは、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなりました。

※改正トラック法上の真荷主とは、

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物運送事業者以外のもの

をいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

詳細は、下記、全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示しておりますので、ご参照ください。

なお、具体的な改正内容の詳細及び実務の方法等につきましては、別添1「改正貨物自動車運送事業法 Q&A 【1, 総論・2, 書面交付関係部分(抜粋)】」も参照してください。

また、交付する書面の一例は、別添2「運送申込書/運送引受書」のとおりです。

傘下会員事業者への周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

○ 次のとおり全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示

● 2025-02-03

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました

改正貨物自動車運送事業法 Q & A

【1.総論、2.書面交付関係部分 抜粋】

第 213 回国会において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 6 年 5 月 15 日に公布されました。

改正法第 4 条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）において、主に

1. 運送契約締結時等の書面交付義務
 2. 下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
 3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務
- などについて規定し、これらの規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされているところです。

今般、これらの改正内容を解説するとともに、その具体的な運用についてお示しするため、国土交通省によくお寄せいただく問合せを中心に Q & A を作成しましたので、改正貨物自動車運送事業法への対応に当たっての参考としていただければ幸いです。

本 Q & A で使用する用語の定義は以下のとおりです。

- ・トラック法... 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・改正トラック法... 改正法による改正後の貨物自動車運送事業法
- ・施行日... 改正トラック法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）
- ・年度... 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間

※具体的な条項を挙げているもの（例えば、「改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付」など）については、当該条項を他の条項において準用する場合も含まれます。

国土交通省 物流・自動車局

貨物流通事業課

目次

【1. 総論】

問 1-1	改正トラック法の概要を教えてください。……………	1
問 1-2	改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。……………	1
問 1-3	改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。 . . .	1
問 1-4	個人事業主は「真荷主」に該当するのでしょうか。……………	1
問 1-5	法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人は「真荷主」に該当するのでしょうか。……………	1
問 1-6	改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。……………	2

【2. 書面交付関係】

問 2-1	書面交付義務の概要について教えてください。……………	3
問 2-2	書面に記載しなければならない事項について教えてください。……………	3
問 2-3	「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて（別建てして）書面に記載しなければならないとのことですが、積込みや取卸しは「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。……………	4
問 2-4	時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要がありますか。……………	4
問 2-5	「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありますか。……………	4
問 2-6	運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。……………	4
問 2-6-2	問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。……………	5
問 2-7	有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、交付書面にはどのように記載すればよいですか。……………	5
問 2-8	有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。……………	5
問 2-9	交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。……………	5
問 2-10	基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。……………	5
問 2-11	電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。……………	7
問 2-12	一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。……………	7

問 2-13	書面交付義務に例外はありますか。……………	7
問 2-14	スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。……………	7
問 2-15	貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。……	7
問 2-16	マッチングサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。……………	7
問 2-17	貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを経由して利用運送を行う場合、書面の 交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者に なりますか。……………	8
問 2-18	書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。……………	8
問 2-19	改正トラック法第 12 条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を 空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取 った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面の やり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。……………	8
問 2-20	電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必 要事項を記載する形でも問題ありませんか。……………	8
問 2-21	契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の 交付を行う必要がありますか。また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はど うですか。……………	11
問 2-22	施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更した り、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。……………	11
問 2-23	施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、 当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。……………	11
問 2-24	印紙税の取扱いはどのようになりますか。……………	12

【1. 総論】

問1-1 改正トラック法の概要を教えてください。

答 従前より貨物自動車運送業においては、多重下請構造や口頭による運送契約の締結等が、適正な運賃・料金の収受に当たっての大きな課題となっていました。そうした課題に対応するため、今般、トラック法を改正し、

1. 運送契約締結時等の書面交付義務
2. 下請事業者の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

などの規制的措置を導入することとしております。各改正事項の概要については、別紙1をご参照ください。

問1-2 改正トラック法はいつから施行されるのでしょうか。

答 令和7年4月1日より施行されます。

問1-3 改正トラック法上の「真荷主」や「元請事業者」の定義について教えてください。

答 改正トラック法上の真荷主とは

- ①自らの事業に関して
 - ②貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
 - ③貨物自動車運送事業者以外のもの
- をいいます。「自らの事業に関して」とありますので、一般消費者は真荷主には含まれません。

改正トラック法上の元請事業者は「実運送体制管理簿を作成する貨物自動車運送事業者（※貨物軽自動車運送事業者を除く）」を指します。利用運送事業者はここには含まれません。実運送体制管理簿の作成主体については、問4-2をご参照ください。

問1-4 個人事業主は「真荷主」に該当するのでしょうか。

答 自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、個人事業主であっても「真荷主」に該当します。

問1-5 法人がオフィスの移転で貨物自動車運送事業者に引越の依頼を行うとき、当該法人は「真荷主」に該当するのでしょうか。

答 引越自体は当該法人の事業ではないため、該当しません。

ただし、オフィスの移転を貨物利用運送事業者に委託し、当該貨物利用運送事

業者が他の貨物自動車運送事業者に運送委託した場合は、当該貨物利用運送事業者が真荷主に該当することになります。

問 1-6 改正トラック法により荷主側に新しく義務付けられる事項はありますか。

答 「真荷主」に該当する場合には、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務が課されることとなります。自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する場合には、運送の役務の内容及び対価（運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合にはその内容及び対価）等について記載した書面を、当該貨物自動車運送事業者との間で相互に交付しなければなりません。具体的な記載事項等は【2. 書面交付関係】をご参照ください。なお、交付した書面についてはその写しを 1 年間保存することとされています。

また、真荷主は、貨物の運送を委託した元請事業者に対して、実運送体制管理簿の閲覧・謄写の請求をすることができます。

【2. 書面交付関係】

問2-1 書面交付義務の概要について教えてください。

答 真荷主及び貨物自動車運送事業者（※1）が運送契約を締結するときは、改正トラック法第12条第1項に基づき、相互に所定の事項を記載した書面を交付することとなります。

貨物自動車運送事業者等が他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するとき（※2）は、改正トラック法第24条第2項に基づき、委託元から委託先に対して所定の事項を記載した書面を交付することとなります。以下の図1もご参照ください。

（※1）特定貨物自動車運送事業者を除く。

（※2）具体的には以下の4通りの場合に適用される。

- ① 一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ② 特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ④ 第一種貨物利用運送事業者（下請構造の中にある場合に限る。）が他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合

書面交付の義務付けについて

図1

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



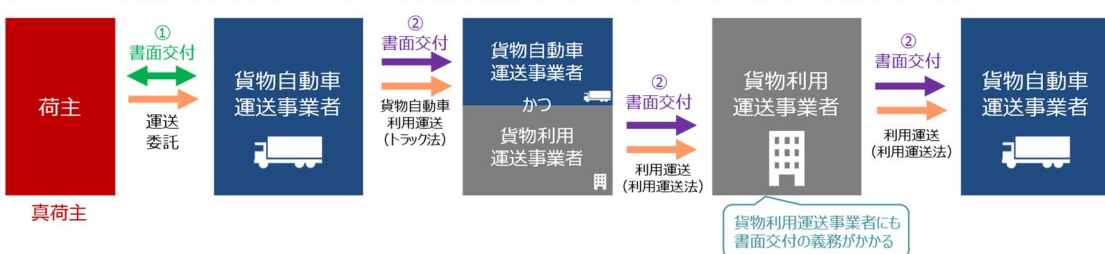
①：第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇔トラック事業者)

②：第24条の規定に基づく書面交付
(トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者)

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



<パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース>



問2-2 書面に記載しなければならない事項について教えてください。

答 交付書面には以下の事項（以下「法定事項」という。）を記載する必要がありますが

す。

- ①運送の役務の内容及び対価
- ②運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面の交付年月日

問 2-3 「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」については、対価をそれぞれ分けて（別建てして）書面に記載しなければならないとのことですが、積みみや取卸しは「運送の役務」と「運送の役務以外の役務」のどちらに該当しますか。

答 荷役作業や附帯業務は原則として「運送の役務以外の役務」に該当するものと考えられます。

他方で、例えば宅配便における玄関先への配達など、取引の実態として、委託者・受託者がともにその作業が運送の一部をなすものとして認識しており、かつ当該作業に係る対価を運賃に包含させることに両者間で異論がない場合には、当該作業を「運送の役務」として取り扱うことは差し支えありません。

問 2-4 時間制運賃の場合でも、積込料・取卸料を運賃とは別建てして対価設定する必要がありますか。

答 時間制運賃の場合、その時間内に行われる積み込み・取卸しに係る対価を運賃に包含させることは問題ありません（別建てする必要はありません）（※）が、その場合でも、積み込み・取卸しが発生する旨は書面に明記しなければなりません。

（※）国土交通省がお示ししている「標準的運賃」では、時間制運賃の場合、その時間内であれば、待機時間料や積込料・取卸料は時間制運賃の中に包含されております。

問 2-5 「運送の役務以外の役務」については、どこまで細分化して記載する必要がありますか。

答 具体的にどのような作業を行う必要があるのかを委託先が認識できるのであれば、特に記載の粒度は問いません。

問 2-6 運送契約を締結する時点で法定の記載事項はすべて網羅していなければいけませんか。

答 運送契約締結時に未定の事項がある場合（例えば附帯業務の有無など）、当該事項以外の事項について書面交付を行い、後日内容が決定した時点で、その内容について記載した書面を別途交付するという対応をとることについては問題ありません。この場合、当初交付した書面（以下「当初書面」という。）と後日交付した

書面（以下「後日書面」という。）の関連性を確認できるようにしておく必要があります。また、後日交付する書面については、遅くとも運送が行われる前には交付しなければなりません。

問 2-6-2 問 2-6 の場合、書面の保存期間の考え方はどのようになりますか。

答 後日書面の交付をもって書面交付義務が完全に履行されたものと考えられますので、当初書面も含めて、後日書面を交付した日から1年間保存する必要があります。

問 2-7 有料道路利用料等の料金について、委託者が実費を負担することとしている場合、交付書面にはどのように記載すればよいですか。

答 運送に伴い生じる費用について、委託者が実費を負担することとしている場合、例えば「運送に要した有料道路利用料、〇〇料、△△費については、実費を委託者が負担する」旨の記載があれば、当該費用に係る料金については具体的な金額が記載されていなくても問題ありません。

問 2-8 有料道路利用料について、交付書面には通行予定の有料道路の利用料を記載していたところ、当日の道路状況により通行区間を変更したため、利用料が予定していた額と異なるものになりました。このとき、実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありますか。

答 実際に要した有料道路利用料について改めて書面を交付する必要はありませんが、運賃・料金等について変更が生じた場合の取扱いについては、運送契約の締結時にあらかじめ取り決めておくことが望ましいです。

問 2-9 交付書面は「契約書」である必要はありますか。送り状などでも問題ありませんか。

答 必要な事項が記載された書面であれば、特に書面の形態・様式等は問いませんので、送り状等を交付書面として活用いただくことも可能です。交付書面の一例を次頁に掲載しますので、参考にしてください。

問 2-10 基本契約書を交付していれば、日々の運送依頼について書面交付は不要でしょうか。

答 法定事項が基本契約書で網羅されていれば、日々の運送依頼について書面交付は不要ですが、例えば、附帯業務の有無が運送ごとに異なり、各運送依頼時にその有無が確定するような場合には、それぞれの運送依頼ごとに当該附帯業務の有無等について記載した書面を交付する必要があります。

○交付書面の一例（※赤枠は法定事項）

運送申込書／運送引受書

(※)申込者は大枠内を記入します。
ただし、申込者が個人(個人事業主を除く)又は貨物自動車運送事業法第12条第1項の「真荷主」である場合、申込時にグレー部分は空欄でも構いません。

I 運送契約の当事者等		申込日：令和7年4月1日		
申込者	社名又は氏名	〇〇食品(株)	電話	028-111-1111
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	FAX	028-222-2222
			E-mail	*****@aaa.co.jp
			【担当者名】	国土 花子
標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 <input checked="" type="checkbox"/>				
荷受人	社名又は氏名	△△商店	電話	03-5555-5555
	住所	東京都△△区△△3-3-3	FAX	—
			E-mail	—
			【担当者名】	貨物 三郎
運送を引き受ける者	社名又は氏名	□□運輸(株)	電話	028-333-3333
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	FAX	028-444-4444
			E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp
			【担当者名】	運輸 一郎

II 運送の役務		集貨先／発送地		〇〇食品(株) A工場	集貨／発送の希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
		配達先／到着地		△△商店	配達／到着の希望日時	令和7年4月5日 14～16時
運送保険加入の委託		有・(無)				

品名	冷凍食品	品質	-15℃以下	重量又は容積	1トン	荷造りの種類及び個数	10/パレット (1パレット当たり段ボール10箱)
運送の扱種別	貸切距離制	車種	冷凍車(1トン)	台数	1 両		

III 荷役作業・附帯業務等	積込み作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	(有)・無 予定作業時間 (30分程度)
	附帯業務の内容	倉庫内における検品・棚入れ作業 (予定作業時間：60分程度)		

IV 運賃及び料金		運賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
		積込料	2,500 円				
		取卸料	2,500 円				
		待機時間料	円	(見込み待機時間: 分、30分あたり単価: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円			
	荷造り	円	仕分け	円			
	保管	円	検収及び検品	1,500 円			
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	1,500 円			
	ラベル貼り	円	はい作業	円			
	その他附帯業務()	円					
	消費税額	6,000 円					
	合計額	70,000 円					
		運賃及び料金の支払方法		銀行振込(支払期日:令和7年4月4日)			

V その他		集貨／発送の予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎		

・上記のとおり運送を引き受けます。

令和7年4月1日 運送引受者(貨物自動車運送事業者) □□運輸(株) 代表取締役 運輸 太郎

問 2-11 電話で運送依頼を行い、後日、書面を交付する方法でも問題ないですか。

答 電話で運送依頼を行う場合でもあっても、電話連絡後直ちに書面を交付しなければなりません。

なお、電話連絡のみによる運送依頼は、書面交付義務違反となります。

問 2-12 一般消費者と運送契約を締結する際も書面交付義務がかかりますか。

答 問 1-3 のとおり、一般消費者は「真荷主」には含まれないため、一般消費者と運送契約を締結する際に書面交付義務はかかりません。

問 2-13 書面交付義務に例外はありますか。

答 「災害その他緊急やむを得ない場合」又は「真荷主が郵便物・信書便物の運送を委託する場合（※改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付に限る）」には書面交付義務の対象外となりますが、それ以外の場合については基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-14 スポット輸送は「災害その他緊急やむを得ない場合」に該当しますか。

答 該当しません。スポット輸送についても、災害時等を除き、基本的に書面を交付する必要があります。

問 2-15 貨物利用運送事業者が書面交付義務の対象となるのはどのような場合ですか。

答 「真荷主」に該当する第一種貨物利用運送事業者は、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。真荷主の定義については問 1-3 をご参照ください。

また、下請構造の中にいる（※1）第一種貨物利用運送事業者については、一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合には、第 24 条第 2 項に基づく書面交付義務の対象となります。

（※1）「下請構造の中にいる」とは、問 2-1 [図 1](#) <パターン 3>における貨物利用運送事業者のように、自身より上流に貨物自動車運送事業者が存在している場合を指す。

問 2-16 マatchingサイトや取次事業者は書面交付義務の対象になりますか。

答 当該事業者が第一種貨物利用運送事業者に該当する場合は、問 2-15 のとおり書面交付義務の対象となります。

第一種貨物利用運送事業者に該当しない場合は、当該事業者が「真荷主」に該当する場合に、改正トラック法第 12 条第 1 項に基づく書面交付義務の対象となります。

問 2-17 貨物自動車運送事業者がマッチングサイトを経由して利用運送を行う場合、書面の交付先はマッチングサイトになりますか。それとも委託先の貨物自動車運送事業者になりますか。

答 改正トラック法による書面交付は、運送契約を締結する当事者間で行うこととなるため、貨物自動車運送事業者が、マッチングサービス事業者を介してマッチングした他の貨物自動車運送事業者と直接運送契約を締結する場合、当該他の貨物自動車運送事業者に対して書面を交付することとなります。

この場合において、実務上マッチングサービス事業者を経由して書面交付を行うことも否定はされませんが、仮に委託先に書面が到達しなかった場合や記載事項に不備があった場合などは、一義的には書面の交付主体たる貨物自動車運送事業者が義務不履行の責任が生じ得ることになるため、利用するマッチングサービス事業者が改正トラック法の改正内容に対応しているかどうかをあらかじめ確認しておくことが有効です。

他方で、マッチングサービス事業者が第一種貨物利用運送事業者であって、貨物自動車運送事業者が当該マッチングサービス事業者と運送契約を締結する場合は、当該マッチングサービス事業者に対して書面を交付することとなります。

問 2-18 書面交付義務に違反した場合、罰則や行政処分の対象となりますか。

答 罰則はありませんが、貨物自動車運送事業者についてはトラック法第33条に基づく行政処分の対象となる可能性があります。また、荷主についてもトラック・物流Gメンによる是正指導の対象となる可能性があります。

問 2-19 改正トラック法第12条の書面の相互交付について、例えば、荷主が運賃・料金を空欄にした申込書を貨物自動車運送事業者に交付し、貨物自動車運送事業者は受け取った書面に運賃・料金を追記して荷主に交付し運送契約が成立した場合、この書面のやり取りで相互交付したとみなされるのでしょうか。

答 お尋ねのような書面のやり取りをもって相互交付したものと取り扱っていただいて差し支えありません。また、委託先の貨物自動車運送事業者の「名称及び住所」についても同様に、真荷主が交付する申込書において記載が無くとも、委託先の貨物自動車運送事業者が受け取った書面に自社の「名称及び住所」を追記して荷主に交付すれば、相互交付したものと取り扱っていただいて問題ありません。この取扱いをした場合、真荷主は、委託先から交付のあった書面又はその写しを交付のあった日から1年間保存する必要があります。

なお、改正トラック法第24条第2項に基づく書面交付については、上記のような取扱いは認められず、委託者から委託先に対して法定事項が網羅された書面を交付する必要があります。

問 2-20 電子メールやファックス等での送付でも問題ありませんか。また、メール本文に必要事項を記載する形でも問題ありませんか。

答 契約の相手方から承諾を得ている場合、書面（紙媒体）の交付に代えて、電子

メール等の電磁的方法により法定事項の提供を行うことが可能であり、例えば、以下のような方法が挙げられます。

- ①電子メールやファックス（※）等による送受信
- ②ウェブサイト上に表示された記載事項を契約の相手方がダウンロードする方法
- ③契約の相手方がログインして閲覧するインターネットページにアップロードする方法
- ④CD-R等に記録して契約の相手方に交付する方法

なお、電子メールについては、PDF等を添付して送信する方法だけでなく、メール本文に法定事項を記載して送信する方法も可能であり、その際の記載例については次頁をご参照ください。

（※）電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス（複合機など）へ送信する方法は「電磁的方法による提供」に該当し、事前に相手方の承諾が必要となるが、受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法については「書面の交付」に該当し、事前の承諾等は不要である。

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信

差出人：▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57
 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp
 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品(株)

□□運輸(株) 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
 品名：冷凍食品1トン(10パレット)
 積込：4/5 12時(○○食品 A工場)
 取卸：4/5 15時(△△商店)
 積込作業の委託：有、30分程度
 取卸作業の委託：有、30分程度
 附帯業務の内容：
 15時30分～16時30分、倉庫内における
 検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
 有料道路利用料(税込) 4,000 円
 燃料サーチャージ 2,000 円、
 積込料及び取卸料 5,000 円
 附帯業務料：3,000 円
 消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

.....
 ○○食品(株) ○○課 国土 花子
 〒▲▲▲-▲▲▲▲
 栃木県○○市○○1-1-1
 TEL:028-111-1111 / FAX:028-222-2222
 E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

トラック事業者→真荷主 メール返信

差出人：xxxxxx@xxx.co.jp
 送信日時：2025年4月1日火曜日 13:25
 宛先：▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品(株)

○○食品(株) 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)

 □□運輸(株) □□課 運輸 一郎
 〒xxx-xxx
 栃木県□□市□□2-2-2
 Tel:028-333-3333 / Fax:028-444-4444

-----Original Message-----
 差出人：▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp
 送信日時：2025年4月1日火曜日 10:57
 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp
 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品(株)

□□運輸(株) 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等：冷凍車1両、貸切距離制
 品名：冷凍食品1トン(10パレット)
 積込：4/5 12時(○○食品 A工場)
 取卸：4/5 15時(△△商店)
 積込作業の委託：有、30分程度
 取卸作業の委託：有、30分程度
 附帯業務の内容：
 15時30分～16時30分、倉庫内における
 検品・棚入れ作業

運送保険加入の委託：無

運賃 50,000 円
 有料道路利用料(税込) 4,000 円
 燃料サーチャージ 2,000 円、
 積込料及び取卸料 5,000 円
 附帯業務料：3,000 円
 消費税 6,000 円 合計：70,000 円

支払方法：R7.4.4 銀行振込

.....
 ○○食品(株) ○○課 国土 花子
 〒▲▲▲-▲▲▲▲
 栃木県○○市○○1-1-1
 TEL:028-111-1111 / FAX:028-222-2222
 E-MAIL: ▲▲▲▲▲@▲▲▲.co.jp

問 2-21 契約期間中や契約更新時に運送契約の契約内容の変更があった場合、改めて書面の交付を行う必要がありますか。また、契約内容を変更せずに更新のみ行う場合はどうですか。

答 <施行日以降に締結した契約について>

法定事項を変更しようとする場合は、変更のあった事項について、書面の交付を行う必要があります。ただし、組織運営に変更のない商号又は名称等の変更など形式的な変更をしようとする場合や、法定事項以外の事項を変更しようとする場合は、改めて書面の交付を行う必要はありません。

また、契約の同一性を保ったままで契約期間のみを延長する場合についても、改めて書面の交付を行う必要はありません。

<施行日より前に締結した契約について>

施行日以降に契約内容を変更しようとする場合は、以下の取扱いとなります。

①契約締結時に法定事項を満たす書面をすでに交付している場合

⇒<施行日以降に締結した契約について>と同様の取扱いとなります。

②契約締結時に法定事項を満たさない書面を交付している場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を改めて交付する必要があります。

③契約締結時に書面交付を行っていない場合

⇒変更の内容にかかわらず、法定事項を満たす書面を交付する必要があります。

問 2-22 施行日より前に締結した契約について、改正内容に合わせるために契約を変更したり、改めて書面交付を行ったりする必要はありますか。

答 施行日より前に締結した契約については、改正内容に合わせるためだけに変更や書面交付を行っていただく必要はありませんが、施行日以後に契約内容に何らかの変更が生じる場合については、問 2-21<施行日より前に締結した契約について>のとおり取り扱う必要があります。

なお、取引環境の改善に向けて、今般の改正を機に契約内容の見直しを行っていただくことを推奨しております。

問 2-23 施行日より前に締結した基本契約に基づき、施行日以降に個別契約を締結する場合、当該個別契約に書面交付義務はかかりますか。

答 当該個別契約を締結するに当たっては、書面交付義務がかかり、その書面は法定事項を満たす必要があります。例えば施行日より前に締結した基本契約において運賃・料金の別建てを行っていない場合、施行日以降に個別契約を締結するに当たって、当該個別契約に係る書面において運賃・料金の別建てを行っていただくか、又は基本契約を変更して運賃・料金の別建てを行っていただく必要があります。

ます。

なお、施行日より前に締結した基本契約についてすでに書面を交付している場合、当該書面の記載事項と施行日以降に交付する個別契約に係る書面の記載事項を組み合わせる形で法定事項を満たすこととする取扱いについては問題ありません。

問 2-24 印紙税の取扱いはどのようになりますか。

答 後日、本Q & Aに掲載する予定ですので、今しばらくお待ちください。

運送申込書/運送引受書

別 添 2

申込日: 年 月 日

申込者	社名又は氏名			
	住所			
受取場所		引渡場所		
運送を引受ける者	社名又は氏名			
	住所			
ご遺体の情報		施主名()		
		故人名()		
		納棺 未・済		
受 取 希望日時	月 日 () :	引 渡 予定日時	月 日 () :	
運賃及び料金の 支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現 金 <input type="checkbox"/> その他 ()			
附帯業務の内容				
運賃及び料金				
運 賃		円		
有料道路利用料		円		
附帯業務料		円		
合計請求額		円		

※ 上記引受条件に変更があった場合には、合計請求額が変更になることがあります。

・上記のとおり運送を引受ます。

年 月 日

運送引受者